

令和4年9月定例会 経済委員会（事前）

令和4年9月9日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時48分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第13号 令和4年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第14号 令和4年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第15号 令和4年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について
- 報告第3号 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 県内における「死亡野生いのしし」での「豚熱」の初発生と対応について
(資料1)
- 肥料価格高騰緊急対策について（資料2）
- 農林水産業の経営状況に関する調査結果について（資料3）
- 国営総合農地防災事業「吉野川下流域地区」の事業承継について（資料4）

平井農林水産部長

9月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、先議分を経済委員会説明資料によりまして御説明を申し上げます。

1 ページでございます。

一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の最下段に記載のとおり1億9,200万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は360億9,893万5,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおり一般財源でございます。

2 ページでございます。

課別主要事項について御説明いたします。

畜産振興課でございます。

4 段目の畜産振興費、摘要欄①のア、新規事業、畜産経営改善GX推進事業におきまして、畜産経営の負担軽減に加え、GXを推進し持続可能な畜産業の実現を図るための経費として1億9,200万円の増額をお願いしております。

続きまして、通常分を経済委員会説明資料（その2）により御説明申し上げます。

1 ページでございます。

一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の最下段に記載のとおり8,712万6,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は361億8,606万1,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページでございます。

課別主要事項について御説明いたします。

もうかるブランド推進課でございます。

1 段目の計画調査費、摘要欄①のア、新規事業、「阿波ふうど」レガシー継承発展事業におきまして、東京オリ・パラの成果をレガシーとして万博につなげるため、去る8月3日に包括連携協定を締結いたしました八芳園及び四国大学と連携いたしまして、阿波ふうどのブランディング強化と販路開拓に取り組むための経費として1,000万円など、もうかるブランド推進課合計で3,500万円の増額をお願いしております。

3 ページでございます。

畜産振興課でございます。

5 段目の家畜保健衛生費、摘要欄①の家畜保健衛生所運営費におきまして、県立施設の電気料金の高騰に係る経費として312万1,000円の増額をお願いしております。

4 ページでございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

2 段目の農業総務費、摘要欄①の農林水産総合技術支援センター運営費におきまして、県立施設の電気料金の高騰に係る経費として1,319万円など、農林水産総合技術支援センター経営推進課合計で4,900万5,000円の増額をお願いしております。

6 ページでございます。

繰越明許費でございます。

国をはじめ関係機関等との調整によりまして、現時点で繰越しが見込まれるものにつきまして、農山漁村振興課の県単独土地改良事業費から9ページの森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費までの3課35事業につきまして、合計で51億7,900万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

10ページでございます。

（1）受益市町負担金でございます。

県が実施いたします公共事業に対しまして、関係法令に基づき議会の議決を経た上で、地元の市町から事業の種類、内容に応じましてそれぞれの割合で負担していただくものでございます。

まず、農山漁村振興課及び生産基盤課所管のア、県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては、10ページから12ページに記載のとおり、鳴門市ほか15市町に対し、事業内容によりそれぞれの割合で負担していただくものでございます。

13ページでございます。

生産基盤課所管のイ、広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金につきましては、

鳴門市ほか5市町に対し、漁港の種別や事業内容によりそれぞれの割合で負担していただくものでございます。

14ページでございます。

森林整備課所管のウ、県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては、美馬市ほか3市町に対し、森林基幹道について10.7パーセントの割合で負担していただくものでございます。

15ページでございます。

（2）令和3年度決算に係る資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定によりまして、令和3年度決算に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計の中で、スマート林業課が所管する県営貯木場に係る運営費が計上されておりまして、それらを含め同特別会計につきましては資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄に－を記載させていただいております。

次に16ページでございます。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、17ページの第5、審査の意見にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいております。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、4点、御報告させていただきます。

まず1点目は、県内における死亡野生イノシシでの豚熱の初発生と対応についてでございます。

資料1でございます。

1、経緯でございますが、去る7月20日、徳島市上八万町で発見されました死亡野生イノシシについて、PCR検査の結果、豚熱の陽性反応が確認されました。その後、直ちに国の検査機関における確定検査の結果、7月25日、県内初の豚熱感染が確認されたところでございます。

県では直ちに危機管理会議を開催し庁内関係部局との情報共有を図るとともに、養豚場における発生予防対策の徹底、野生イノシシにおけるまん延防止対策の徹底、相談窓口の設置による正確な情報提供について、政策監より指示がなされたところでございます。

次に2、野生イノシシにおける豚熱の感染確認状況につきましては、7月25日の県内初確認以降、これまでに3市町村で9頭の陽性が確認されている状況であります。

3、本県の対応状況でございますが、（1）養豚場における発生予防対策の徹底といたしまして、県内全養豚農家に対し消毒用消石灰、消毒液を緊急配布するとともに、県内食肉処理施設における交差汚染防止対策や食肉検査の徹底を図っているところでございます。

（2）野生イノシシにおけるまん延防止対策の徹底といたしましては、感染確認区域における野生イノシシの捕獲強化や捕獲後の持ち出し制限、野生イノシシの検査体制の強化を図っております。

（3）相談窓口の設置による正確な情報提供といたしましては、養豚関係者、狩猟者、

県民に対する各相談窓口の設置や、県ホームページを通じたタイムリーな情報提供を実施しております。

最後に4、予算措置の状況でございますが、発生予防、まん延防止への迅速な対応のため、養豚場に配付する消石灰の購入などに要する経費について危機管理調整費を活用させていただいたところでございます。

今後とも豚熱から本県畜産業を守るため、関係者との緊密な連携の下、万全の対策を講じてまいります。

2点目は肥料価格高騰緊急対策についてでございます。

資料2を御覧ください。

6月補正予算によりお認めいただきました肥料価格高騰緊急対策事業についてでございます。

1、県6月補正予算、肥料価格高騰緊急対策事業の国事業との一体的活用について御説明を申し上げます。去る令和4年7月29日、国において肥料価格高騰による農業経営への影響緩和を目的とした肥料価格高騰対策事業が閣議決定されたところでございまして、これを受けまして、本県の生産者の一層の負担軽減を図るため、県6月補正予算で創設しました肥料価格高騰緊急対策事業につきまして、国事業との一体的活用を実施してまいりたいと考えております。

まず、（1）当初の県事業につきましては肥料費増加分の2分の1を助成することとしているところでございます。

一方、この度の国事業は支援額が肥料費増加分の10分の7の補助と手厚いため、一層の生産者負担軽減を図るためには、国事業の利用促進が効果的と考えたところでございます。

そこで、（2）国事業と県事業の一体的活用といたしまして、まず①国事業の利用を促進するため、国事業の自己負担分10分の3に対しまして県費を2分の1助成することによりまして、その結果、生産者負担を15パーセントまで下げることが可能となるところでございます。

また、②既に創設しております県事業につきましては、生産者のGXスタートを後押しするため、国の化学肥料低減メニューの中から1項目以上を実施することを条件に、高騰分に対し県費を2分の1助成することによりまして、その結果、生産者負担を50パーセントに下げることが可能となるところでございます。

このように、国事業の利用促進のための上乗せと、生産者のGXスタートの後押しの一体的活用を生産者目線に立って実施することによりまして、肥料価格高騰緊急対策、米価低迷対策、みどりの食料システム戦略の推進がより一層図られると考えております。

続きまして、2、今後の事業スケジュールにつきましては、9月中旬から取組実施者、農業者の皆様への事業説明を県内7ブロックで実施する予定でございます。

また、申請受付及び支援金の交付につきましては秋肥料と春肥料の2回に分けて行うことといたしまして、まず秋肥料につきましては10月から申請受付を開始し、支援金の交付を12月から実施してまいりたいと考えております。また、春肥料につきましては令和5年2月から受付を開始し、交付を3月中に行ってまいりたいと考えております。

ただいま御説明いたしました内容につきましてはイメージ図を付けさせていただいてお

りますので、御参考にしてください。

3点目は、農林水産業の経営状況に関する調査結果についてでございます。

資料3を御覧ください。

1、調査概要でございます。新型コロナウイルス感染症により社会経済活動への影響が長期間に及んでいる状況の中、ウクライナ危機や円安の状況を踏まえまして、前回調査を行いました本年5月以降における本県の農林水産業に対する影響を把握するため、県内66の農林漁業者及び関係団体に対しまして聞き取り調査を実施いたしました。

2、分野別の主な状況につきましては、生産者等の声をまとめておりまして、以下、特徴的な事項を紹介いたします。

まず、（1）農業の1）需要と単価の状況では、本年5月から7月期の実績及び8月期見込みのそれぞれの需要と単価の状況を、新型コロナ拡大前の2019年及び昨年2021年の同期と比較した聞き取り調査結果を記載しております。

表中段の2019年同期比の欄を御覧ください。

需要につきましては、2019年の同時期と比べまして減少したとの回答が36パーセント、変わらないとの回答が56パーセント、増加したとの回答が8パーセントでございました。

単価につきましては、下落したが48パーセント、変わらないが37パーセント、上昇したが15パーセントでございました。

次に、2）生産資材等の価格の状況でございます。

燃油、LPガスについては2割から3割程度、化学肥料については3割から4割程度、価格が上昇している状況でございます。

2ページでございます。

3）個別の状況につきましては、中玉トマトをはじめ記載のとおり状況でございます。説明は省略させていただきます。

次に、3ページを御覧ください。

（2）畜産業の1）需要と単価の状況の表中段、2019年同期比の欄でございますが、需要については変わらないが54パーセントであり、単価については変わらないが39パーセント、上昇したが22パーセントでありました。

続いて、2）生産資材等の価格の状況でございますが、配合飼料については3割から4割程度、価格が上昇している状況でございます。

次に、4ページ、（3）水産業でございます。

1）需要と単価の状況の表中段、2019年同期比の欄でございますが、需要について減少したが60パーセント、単価について下落したが53パーセントでございました。

続いて、2）生産資材等の価格の状況でございますが、燃油について3割程度、価格が上昇している状況でございます。

次に5ページ、（4）林業でございます。

1）需要と単価の状況の表中段、2019年同期比の欄でございますが、需要について変わらないが63パーセント、単価について上昇したが74パーセントでございました。

続いて、2）生産資材等の価格の状況につきましては、燃油について2割から3割程度、価格が上昇している状況でございます。

以上が、この度の農林水産業の経営状況に関する調査結果の概要でございます。

このように、現在、本県の農林水産業につきましては新型コロナウイルス感染症の影響は限定的になりつつありますが、新たに物価高騰による生産コストの上昇が経営を圧迫し厳しい状況が続いていると認識しております。

今後とも生産者の皆様の声を十分にお聞きすることにより、先にお認めいただいております5月補正予算及び6月補正予算での燃油や生産資材の価格高騰対策をしっかりと活用させていただきまして、さらに国による緊急提言も実施することを通じまして、生産供給体制の支援、強化や需要喚起などをしっかりと図ってまいりたいと考えております。

最後に4点目は、国営総合農地防災事業、吉野川下流域地区の事業承継についてでございます。

資料4でございます。

この件につきましては、先月末に発表されました国の令和5年度予算概算要求におきまして、事業承継を行うための関係予算を要求している旨が国から県に対し連絡がございましたので、本日、当委員会に報告するものでございます。

1、現在の状況でございますが、国営総合農地防災事業、吉野川下流域地区につきましては、農林水産省が基幹水利施設の整備を行うもので、令和5年度の事業完了に向けて工事が進められております。

通水状況でございますが、平成26年度の通水開始以降、現在では北部・南部幹線から約1,920ヘクタールの農地に用水が供給されております。

2、事業完了後における施設管理体制の方針につきましては、段階的に通水エリアを拡大する中で、複雑で高度な取水管理への対応や大規模取水施設のメンテナンス、安全管理対策など、管理上の課題が浮き彫りになってきたところでございます。

このため、農林水産省は関係土地改良区と連携して管理を行いつつ、解決策の検討を進めてまいったところでございまして、また同時に、県からは災害時における施設の有効活用のほか、図に示しますとおり水資源機構が管理する上流の早明浦ダムから下流の河口堰と、本地区の造成施設を併せました水資源機構によるダムや河口堰と一体的な管理が有効であることを国へ提言を行っていたところでございます。

これらを踏まえ、この度、農林水産省から、従来方式の土地改良区管理に変えて新たに水資源機構による基幹施設の管理方針の提示があったところです。

あわせまして、機構管理によるメリットとして、豊富な管理実績と専門的人材による高度な管理、24時間365日の監視体制による安定的な農業用水の供給、緊急時における利水者や河川管理者との迅速な調整、雨水の一時貯留容量の確保などの利点が国から示されたところでございます。

次に3、水資源機構から管理費の提示でございますが、水資源機構が管理する場合には、地元負担が0.88億円必要となるところでございますが、国費55パーセントと有利な国庫補助制度の活用が可能となっております。従来方式の土地改良区管理の場合と比べまして管理に係る地元負担が0.46億円軽減される見込みでございます。

4、今後のスケジュールについてでございます。本事業が令和5年度に水資源機構へ事業承継されました後、水資源機構による整備を経まして令和8年度から水資源機構による管理事業が開始される予定となっております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

部長からいろいろ説明を頂きました。その中で、畜産に関してお伺いいたします。

5月臨時会においても家畜の餌である配合飼料の価格は高騰し、畜産経営に大きな影響を受けていることをお聞きいたしました。県におきましても、県内畜産経営者の負担を軽減するため、四国でも先手を打って5月補正予算により支援を行っていただいているところであります。しかしながら、ウクライナ危機の長期化や急速な円安の進行も加わり、配合飼料の価格は上昇を続けている中、今週5日月曜日には全ての畜種の生産者団体、そして関係団体から飯泉知事に対して緊急の支援要請がなされたと聞いております。

このような状況を受け、県におかれましては本定例会に持続可能な畜産業の実現に向けた支援として補正予算案が提出されておりますが、まずは配合飼料価格の推移とそれに伴う影響の現状について説明をお願いいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、配合飼料価格の推移とその影響につきまして御質問を頂きました。

世界的な新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機などにより、トウモロコシや小麦といった輸入原料に頼る配合飼料価格につきましては価格上昇が続いている状況であります。農林水産省の公表数字によりますと、ウクライナ危機後の令和4年度第1四半期では、ウクライナ危機前と比べ半年間で輸入原料価格が20パーセント、配合飼料価格も10パーセント価格上昇をしております。現在も更に高騰している一方、販売価格への転嫁が困難な状況であり、生産者の困窮度は増しているという状況であります。

特に、国のセーフティーネットである配合飼料価格安定制度による補填金が交付されても、なお残る生産者の皆様の実質的な負担額は、ウクライナ危機前と比べ10パーセント増の1トン当たり6,000円を超える増加となっております。生産者の負担は一層増加しているというような状況であります。

畜産業におきましては、生産コストに占める飼料費の割合というものが高く、牛では約30から50パーセント、養豚では約60パーセント、養鶏では約50から60パーセントとなっております。この飼料費のうち配合飼料の占める割合は、牛では約60から90パーセント、養豚、養鶏ではほぼ100パーセントであり、今後、配合飼料の更なる価格高騰、高止まりが見込まれる中、収益の悪化や経営意欲の減退など経営に大きな影響を及ぼすおそれがあるというふうに考えております。

喜多委員

いろいろと多くの上昇があるようでございます。セーフティーネット制度である配合飼料価格安定制度における交付金が交付されているものの、畜産農家の皆さんの負担はこれから更に増えてくるものと思います。また、今後も価格上昇や高止まりが予想されることで、その影響は非常に大きくなっていると考えます。

このような状況を受けての緊急対策として、今回、補正予算案を計上されていますが、目的やスキームなどの説明を詳しくお願いいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、令和4年度9月補正予算の目的、スキームにつきまして御質問を頂きました。

畜産業の収支状況につきましては、配合飼料価格の高騰などにより生産費が急増する一方で、販売価格への転嫁ができず所得が大幅に減少するなど、収益が悪化している状況であります。今後も生産費高騰の影響が長期化すれば経営の悪化が更に進み、経営意欲の減退につながるものが危惧されております。

このため、生産コストの急増に直面する県内畜産経営者の負担軽減を図ることに加えまして、県内畜産経営者の皆様には社会経済情勢の変化にも対応できるよう、改めて経営基盤を見直していただき、飼料自給率の向上によるGXの推進、さらには生産性の向上やコスト削減など、将来に向けた経営の改善に取り組んでいただく必要があるというふうに考えております。

そこで、畜産経営の負担軽減はもとより、同時一体的にGXを推進し持続可能な畜産業の実現を図るため、これらの対策に取り組む意欲ある畜産経営者の皆様に対しまして取組を開始するスタートアップ期間、3か月でございますけれども、これにおきまして、配合飼料価格高騰により増加している実質負担分に対しましてその一部を支援するものであります。

具体的には、県内の畜産経営者の皆様に大きく二つ、飼料の自給率の向上、そして生産性の向上による経営改善、この取組を進めていただくこととしております。

まず、一つ目の飼料自給率の向上につきましては、県産飼料用米の利用促進、WCS、稲わらなどの利用促進、これらの取組によるGXの推進。

これに加えて、二つ目の生産性の向上による経営改善では、飼料分析や血液分析といった生産性向上対策、そして経営診断によるコストの削減などに取り組んでいただくこととしております。

また、支援額につきましては、配合飼料高騰に係る国のセーフティーネットである配合飼料価格安定制度による補填金を除くウクライナ危機後の実質負担増額分、1トン当たり約6,000円に対しまして補助率2分の1以内で支援することといたしまして、1トン当たり支援単価3,000円に対しまして3か月分の配合飼料の使用量、約6万3,000トンを乗じた1億8,900万円に事務経費を加えた1億9,200万円を事業費として予算計上をさせていただいているところであります。

なお、5月補正予算は1億300万円でございますけれども、これと合わせまして総額は2億9,500万円となりまして、今回の補正予算案をお認めいただけた場合は県内畜産経営者の支援を迅速に行ってまいりたいというふうに考えております。

喜多委員

今回の配合飼料価格の高騰に対して、生産者の負担軽減はもとより将来への経営改善やGXの推進を一体的に取り組んでいくとのことをございました。生産者の経営意欲を継続して持ち続けていただけるためにも必要な取組ではないかと思えます。

それと最後にもう1点お伺いしたいと思えますが、飼料自給率の向上によるGXの推進につきましては、県産の飼料用米やWCSなどの利用を進めるとのことですが、様々な事情により取組が困難な生産者もおるのではないかなと思えます。県としてどのように取り組まれるのか、その方針をお聞かせください。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、GXの推進に係る県の取組方針につきまして御質問を頂きました。

委員御指摘のとおり、GXを推進するための原則的な条件として設けさせていただいておりますけれども、畜種の特性や農場の立地条件、また取引上の制約などの諸条件によりましてその取組が困難な場合も想定しております。このため、このような畜産経営者に対しましては、個々の実情に応じまして血液分析や家畜改良の推進といった生産性の向上により一層工夫を凝らしていただくことを想定しているところでありまして、その実現に向けましては畜産現場の最前線に位置しております家畜保健衛生所を中心にきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、GXの推進や経営改善に向けた取組を進めるに当たりましては、畜産経営者だけでなく耕種農家の皆様や飼料会社、さらには関係団体などにも御協力を頂く必要があることから、畜産経営者の営農状況等も踏まえ、関係者との連携の下、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

喜多委員

分かりました。現場の最前線で業務を行う家畜保健衛生所を中心に今後ともきめ細やかな対応をお願いいたします。これからもウクライナ情勢の長期化をはじめ、今後の先行きが見通せない状況の中、県内畜産経営者の皆さんは今後の畜産経営に大きな不安を抱いていらっしゃるのだと思えます。

県におかれましては、こうした生産者の声に耳を十分傾けられ、本県畜産業をしっかりと守るための取組を今後とも進めていただければと思えます。

寺井副委員長

今の畜産の関係で、WCSのことをございますが、何年か前の委員会でも、WCS等々を利用して、やれるんだったら畜産振興をしっかりとやっておかなければいけないという話もさせてもらったんだけど、このWCSをすることについていろいろな条件があるんですか。例えば、WCSにするとロールになりますよね。10アール当たりにもロールを最低何個は取らなければいけないとか、そういう条件はあるんですか。

岸本畜産振興課長

ただいま寺井副委員長より、WCSに関しまして御質問いただきました。

面積当たりの収量等につきましては、特段の条件等はございません。国のほうの水田利活用の交付金等もございますけれども、収量につきましては特に制約はなかったかと。飼料用米等につきましては収量当たりの単位で交付金が出るんですけれども、WCSにつきましては10アール当たり8万円という形で交付金が出ておまして、収量を幾ら取らなければいけないというような特段の制限はないと認識しております。

寺井副委員長

実は何年前かに私もそれを経験したことがあるんです。例えば、このWCSのお米を作る前に7月一杯ぐらいまではほかの作物を作っていて、WCSをしたいということで、その後に稲を植えますよね。その収量というか、このロールの状態が少ないと駄目だというような話があって、取り組んでいた人が辞めたことがあるんです。

基本的にロールの数がちゃんと決まっていて、それぐらいは取れないと駄目だよという話かなと私は思っていたんですけど、こんな状態になってきて、わらが足りないとかいろいろと言われている中で、そういうのは農家にとっては非常に大切というか、経営として更にプラス8万円ぐらいの収入が入ってくるんだったら非常にやりやすいことなので、その辺がどうなのかなということでお聞きしたんです。

こんなことを言ったらいけないかもしれませんが、ちゃんと真面目にWCSをして植えている人と、極端に言ったら簡単に植えてロール数が本当に少ないような人も同じなのかということをお農家に聞かれたことがあるんです。それで今、確認したところなんです。

そういう経営ができるんだったら、大変厳しい中でプラス8万円というのは本当に大きいことですから、それができるんだったら非常に有り難いのでちょっと確認させていただきました。ありがとうございます。

七條農林水産政策課長

ただいま、WCSの栽培に関して、耕作農家の管理の程度についての御意見かと思いません。

WCSの国の制度につきましては10アール当たり8万円弱の交付金が交付されるとなっておりますが、これにつきましては作付けを行えば交付されるという仕組みになっております。これは主食用米の需給調整の施策でございまして、主食用米をある一定少なくするというような意味合いから、他の品目に転換することによって交付されるものでございます。

一方、WCSで生産されますサイレージのロールについては、耕種農家から畜産農家に売渡しが行われておまして、1個幾らで買取りしていただくという契約が多くございます。耕種農家としましては、より多くの収量をWCSで収穫すれば売上げが多くなりますので、そういった経済性の原理から多く収穫するというマインドが働くものと思っております。

ただ、耕種農家の方からしますと、確かに買取り価格は決定しているんですけども、余

りにも粗放的に栽培しまして思っていただけのWCSが入手できないというようなことが発生する可能性がございます。そのほかにも、耕種農家のほうからすれば8万円弱の交付金だけを目的として栽培をいたしますと、収量が少ないですとか、お米以外の雑草などが十分に防除できずにお米以外の物が混入するというようなことがございますが、委員がおっしゃるように、交付金につきましては収量に一定の条件を付すというような仕組みにはなっていないところでございます。

寺井副委員長

今、七條課長から答弁があったんだけど、今、これだけ水田農家が厳しい中で、例えば稲刈りをするとき、わらを切断しないでドロップで落として、そのわらを集めたロールをくれないかということで、じゃあ稲わらをあげるよということでロールにしたら1反で2本ぐらいになった。それがプラスのお金にならないのかということはどうなのか。

七條農林水産政策課長

ホールクroppサイレージに通常加工するものにつきましては、いわゆる植物体の部分とお米の部分がございすが、これらを全てラッピングしまして乳酸発酵をして、ある一定の栄養価を獲得することを目的としておりますので、お米だけ除いて栄養価が下がったものをラッピングするというのであれば、商品の餌としての価値は若干下がるということで、恐らくその形態ですと、畜産農家の方がサイレージ飼料として欲するものではないのかなと思っております。

そういったことから、そういったものの加工とか流通というのは現実的でないのかなと考えております。

寺井副委員長

こんなことを言ってもあれなんだけれど、今のお米が安い中でそれが本当に農家にとってもプラスになるし、仮に中国とかのほうからわらが入ってこないとか、いろいろ言っていますよね。

そのときに、畜産農家を支援するためのわらが供給できるというのは非常に有り難いことだと思うんです。耕作をする農家にとってプラスになっていくようにするというところで、徳島県独自としてそれもオーケーですよという話になればもっと広がりができるんじゃないかなと思うんですけれど、いかがですか。

岸本畜産振興課長

寺井副委員長より、稲わらの飼料利用につきましての御質問を頂いております。

先ほど来、米を取った残りのわらの部分について飼料の利用ということで御質問等を頂いておりますけれども、県内におきましては、先ほどの御答弁の中でも飼料利用で使っている事例も数多くございます。それにつきましては、通常、稲わらを細断しまして肥料として土地のほうに耕起するという形が多いかと思うんですけれども、飼料利用ということになりますと、細断せずにそのままにしまして、それを専用の機械で反転等しながら乾燥させて、それを保管しやすく持ち運びしやすいように成形するなり、さらには

乳酸菌を加えてロールで巻きまして乳酸発酵させる。そのような形で取組も行っている農家さんも現実には県内でいらっしゃいます。

そういう中で、先ほど寺井副委員長よりお話がございました輸入の稲わらにつきましては、国内で使用されている約4分の1ほどが輸入ということで、ほとんどが中国ということになっております。先ほど中国からなかなか入ってこないということで、新聞報道等でも中国の大連市のほうでコロナが出たということでした。

そのような状況の中、余り利用されていない稲わらにつきまして更に利用を拡大していくということは、県内の畜産振興を図る上でも重要なことと思っておりますので、今回提案させていただいております補正予算に関しましても、この辺りの稲わらの利用であったり、WCSの利用促進の取組を農家さんと共に進めさせていただきまして、飼料自給率の向上に努めてまいりたいと考えております。

寺井副委員長

大事なことだろうと思えますし、御存じのとおり今年の米価の問題もあります。その中で、概算払が200円ぐらいのプラスになっているんじゃないかなという話は聞くわけですが、仮にお米を15俵取ると、これが1,000円上がるということは1万5,000円上がるということで、この稲わらが例えば2万円でも3万円でもなると農家にとっては大きなプラスになるんじゃないかなと思うんです。今すぐにどうのこうのとはならないんだろと思いますが、徳島県独自の考え方として、もしそのようなことができるようでしたら、御支援を頂ければ農家の皆さんが助かるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いをして終わります。

井川委員

もうかるブランド推進課の三つの事業についてお伺いいたします。

9月補正予算ということで、なぜこのタイミングで三つの事業を実施するのか、その目的について教えていただきたいと思っております。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、もうかるブランド推進課で計上いたしております三つの事業の目的について御質問いただいております。

現在、コロナ禍の厳しい状況が続いておりますけれども、同時に国におきましては、通常の日常生活を取り戻すために社会経済活動をしっかりと回していくこととしております。また、今年6月に再開したインバウンドの受入れにつきましては、去る9月7日から水際対策を緩和しまして、1日当たりの入国者の上限を2万人から5万人へ引き上げ、全ての国、地域を対象に添乗員を伴わないパッケージツアーでのインバウンドの入国が認められたところでございます。

そこで、本県といたしましては、今後のインバウンドの拡大と2025年大阪・関西万博をしっかりと見据えながらアフターコロナの機運、こういったものを気にしながらタイムリーに反転攻勢を仕掛けてまして、県産品の販路開拓を図るため、当該三つの事業を効果的に実施いたしまして、首都圏及び関西圏の販売、発信チャンネルの戦略的な活用及びブラ

ンドの強化を行ってまいりたいというものでございます。

井川委員

分かりました。若干減ってきたかなというところでありますけれど、まだまだ本当に厳しいコロナ禍であります。社会経済活動に併せて、機を逃さず反転攻勢を仕掛けていくことが重要ではないかなと私も思います。

では、それぞれの事業について伺いたいと思います。

まず、「阿波ふうど」レガシー継承発展事業についてであります。先ほど部長から、八芳園と四国大学との連携協定を踏まえての取組の説明がありましたが、八芳園とはどのような強みを持った企業であるのか。また、これまで徳島県とどのような協働事業を行ってきたのか、かいつまんで教えていただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、八芳園につきまして御質問を頂いております。

八芳園は東京都港区白金台にございまして、1943年に創業して結婚式場をはじめ宴会、レストラン等の企画運営を行いますとともに、国や自治体と連携いたしまして八芳園の強みであります企画・プロデュース力を生かしまして、地域の魅力、ストーリーを引き出し付加価値を付けて発信する交流事業とかイベントを数多く手掛けられております。

本県と八芳園との協働事業につきましては、平成30年8月に東京の八芳園で開催されました東京オリ・パラホストタウンイベントに本県が参画いたしまして、スダチとか白ナスなどの県産食材を提供したことをきっかけとしまして、本県が世界に誇る伝統文化阿波おどり、それから人形浄瑠璃などの文化体験など、本県の魅力を一体的に体感できるイベントを開催していただいたところでございます。

また、令和2年以降2年連続で、徳島商業高校の生徒が企画しました徳商デパートを八芳園のポップアップショップで開催してきたということもございます。加えまして、今年5月23日には八芳園で行われました岸田総理とバイデン大統領の日米首脳会談後の非公式の夕食会で、風味豊かな本県の徳島野菜がメニューとして提供され、徳島の食の魅力を世界に大いに発信していただいたところが記憶に新しいところでございます。

井川委員

八芳園、私も前はよく通ったことがあるんですけど、なかなか敷居が高くて入ったことはないんですが、そういう取組ができているということは本当によく分かりました。当事業において、八芳園の持っている強みをしっかりと活用して、本県の認知度拡大や販路開拓につなげていただきたいと思います。

それでは、もう一つの各事業のポイントについて、「阿波ふうど」レガシー継承発展事業について話を聞かせていただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、「阿波ふうど」レガシー継承発展事業について御質問いただいております。

当事業につきましては、東京オリ・パラでの県産食材の活用やホストタウン国との交流の成果をレガシーといたしまして万博につなげるため、去る8月3日に包括連携協定を締結いたしました八芳園と四国大学との連携を早急に具現化するべく事業化したものでございます。八芳園のイベントスペース、M u S u B uというところがございますけれども、こちら四国大学の学生等の協力を得ながら、ホストタウン国と県産食材のコラボによる新たなメニューの開発やエシカル農産物のPR、販売、食文化が息づく里山の原風景や食材の魅力を伝える写真展など、阿波ふうどの魅力を体感できるイベントを開催したいと考えております。

また、八芳園の同会場におきまして、首都圏のバイヤーを対象に県産酒米と県内採取の水を使って県内で醸造されました地酒、阿波十割、それから県内で捕獲した鳥獣を活用しました阿波ジビエの料理、こういったものを地産地消や地域資源の有効活用といったSDGsの観点で踏まえまして、サステナブルな県産品としまして販路開拓に向けた商談会も開催したいと考えております。

以上を効果的に実施することによりまして、首都圏における阿波ふうどの更なる認知度の拡大とブランディングの強化を図ってまいりたいと考えております。

井川委員

分かりました。東京オリ・パラでの食材の活用や食を通じた交流などの取組の成果を、いつも言っているんですが一過性に終わらせることなく、次の2025年大阪・関西万博へと継承、発展していただくことが重要であると思っておりますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

次に、関西県産品利用強化・拡大事業の具体的なポイントについて御説明いただきたいと思っております。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、関西県産品利用強化・拡大事業について御質問いただいております。

当事業につきましては、2025年大阪・関西万博開催を見据えまして、戦略的に関西圏での県産食材の消費、販路拡大、認知度向上を図るため、関西で徳島の食を応援いただいております阿波ふうどスペシャリスト飲食店、それから各種量販店、こういったところでメニューキャンペーンとか阿波ふうどフェアを実施したいと考えております。

加えまして、3年ぶりに本年6月にリアル開催されました関西の市場関係者から成りまじす徳島県青伸会の総会におきまして、長らく徳島の産地が見れていないということでしたので、県内の生産地を是非訪問したいという御意見を多く頂いたことから、市場関係者やバイヤーを対象にいたしまして、リアルとVR動画を併用いたしました県内産地視察や商談会を開催するなど、関係機関との連携強化にも取り組んでまいります。

こうした発信力、販売強化チャンネルを積極的に活用いたしまして、発信、販売の両面から新たな攻勢を仕掛け、関西における県産品の販売、消費拡大につなげることで、関西での県産品取扱店と、これから徳島ファンの拡大を図るとともに、是非食べに行きたい徳島、こういったものの創出にもつなげてまいりたいと考えております。

井川委員

ありがとうございます。大阪の中央市場にも何度か行ったことがあるんですが、場内に入ると徳島の農産物の箱がいっぱい並んでおりまして、関西の台所と呼ばれるぐらい多くの農産物を卸しております。市場関係者等としっかり連携して取組を進めていただきたいと思います。

最後に、「食の宝庫」とくしま新商材発掘・発信事業について御説明いただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、「食の宝庫」とくしま新商材発掘・発信事業について御質問いただいております。

当事業は、さきの6月補正予算を活用いたしまして、首都圏の大手飲食チェーン、名代富士そばと連携を図り、旬の県産食材スタヂを使ったPRを行うなど、認知度向上や消費拡大の取組を進めてきたところでございます。今後こうした取組を機を逸することなく更に加速させるため、首都圏の消費者目線の意見やニーズをタイムリーに生かしまして、首都圏における県産品の認知度向上、消費拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、ターンテーブルの強みであります交流拠点としてのネットワーク形成力を生かしまして、渋谷区近隣の飲食店とか徳島ゆかりの飲食店と連携を図りまして、本県が認定するとくしま特選ブランドなど、よりすぐりの県産品の販売やメニュー開発を行いましてテストマーケティングを実施することにより、首都圏において県産品の新たな魅力や価値を発信したいと考えております。また、大手外食チェーンや量販店への販路拡大に向けまして、ターンテーブルを核といたしまして、県内生産者や事業者と連携を図りながら加工から販売までを一貫して行うノウハウを構築するなど、県産食材を使って首都圏で戦える新商材の開発を行って、県産品の更なる販路拡大を図りたいと考えております。

井川委員

それぞれ御説明いただきましてありがとうございます。現在、コロナ禍の厳しい状況が続いておりますが、アフターコロナに向けて本県農林水産物を全国で使ってもらえるよう積極的に販路開拓、食材の魅力発信を戦略的に展開していく、種をまいていくということが非常に重要であると思います。一つ一つの取組が徳島県産の安全・安心で新鮮な食材を知ってもらうことにつながり、そして万博開催時、更には万博以降にも徳島に食べに行きたいと思ってもらえるようになると思いますので、頑張ってくださいと思います。

実は私も何年前に、無性にカツオのたたきが食べたくなりまして、それだけのために高知へ行ったこともございます。徳島も何かそういう魅力あるものを是非とも開発していただきたいと思います。

県内生産者はもとより、八芳園をはじめ首都圏や関西圏の関係事業者としっかりと連携を図り、県産食材の魅力発信に向けて一層の取組を期待しております。どうぞ頑張ってくださいと思います。

梶原委員

井川委員から、県産食材の販路拡大ということで話がありましたけれども、基本的なことをお聞きします。

最近、このサステナブル、持続可能など常に頭についているような感じがするんですけども、ここで言われているこのサステナブルフードというのは、徳島でいうとどういう定義がされているのか、それを教えていただきたい。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま梶原委員より、サステナブルフードについての御質問を頂いております。

サステナブルフードにつきましては、SDGsの理念を基に自然環境や社会に配慮した生産方式で作られた食材をサステナブルフードと呼んでおりまして、本県では持続性の高い生産方式で栽培される、例えばGAP認証取得の農産物でありますとか、エシカル農産物、それから具体的には東京オリ・パラの選手村で提供されましたGAP認証食材であった米とかスダチ、白ナス、阿波尾鶏、こういったものは正に本県ならではのサステナブルの一つと考えております。

加えまして、地産地消とか地域資源の有効活用といった観点からも、先ほど述べましたような地酒、阿波十割、それから阿波ジビエの活用、こういったものもSDGsの理念に沿った本県のサステナブルフードというふうに考えております。

梶原委員

分かりました。それから、この前、視察で東京に富士そばさんがやっているキャンペーンを見てきましたけれども、幹部の方も二人来られて非常に力を入れられていて、首都圏でそれなりのいい成果が出ているというふうにお聞きいたしました。

今回、この関西県産品利用強化・拡大事業というのは、先ほど課長がおっしゃいましたけれど、これは首都圏で展開した富士そばのような、一般の方がいろんな街で食べられるような機会を企業とタイアップしてやる、そういった取組はされるんですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、関西圏での販路拡大の取組についての御質問でございます。

関西圏の販路拡大におきましては、阿波ふうど繁盛店という県と連携して各種メニューフェアをやっていただいている店が現在13店舗ございます。そういったところを更に増やすことによりまして、関西圏で徳島の食をより効果的に発信できるようなこともやっていきたいと思っております。

あわせまして、徳島県ではマルナカ等で各種イベントをやって阿波ふうどフェアをやっておたわけですけども、こういったものを関西圏にも広げまして、徳島の食というものを関西の皆様にも是非知っていただいて、徳島に行ってみようという気を持ってもらいたいと思っております。

梶原委員

富士そばさんは首都圏で何百店舗というところでやられていたので非常に反響も大きかったと思うんですけど、関西でされるという阿波ふうど繁盛店が13店舗ということで、これからののかなと思います。これはどのぐらい広げていくとか、目標は考えられているんですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、関西圏での店舗の拡大というところで御質問がありましたけれども、この補正予算におきましては13店舗をまずは30店舗ほどということで考えております。ただ、やっぱり2025年の大阪・関西万博を見据えますと、もっとということになりますので、まずはこの事業を第1弾といたしまして継続的に関西圏で食の魅力を発信できるようにやっていきたいと思っております。

梶原委員

首都圏で展開した富士そばさんみたいにフランチャイズであまねく店舗を持っているところだと、より効果的に行えると思いますので、今後は富士そばさんみたいな企業とコラボできる道も別途探っていただきたいと思っておりますので、是非よろしくお願ひします。

最後に、先ほども畜産関係のことが出ていましたGXの推進ということで、結構大きなハードルになるんじゃないかと思っておりましたけれども、先ほど課長さんが、そういった取組がなかなか難しい農家については別途配慮していくことを考えているとおっしゃっていらして、それを聞いて安心したんです。

それで、今回の支援が県内のあまねく畜産農家に支援が行き届くのか、その辺を確認しておきたいと思ひます。

岸本畜産振興課長

ただいま梶原委員より、今回の支援が県内の畜産農家に行き渡るのかという御質問を頂きました。

今回の補正予算案につきましては、5月補正予算と同じく県内全ての畜産経営者を対象としておりまして、約450戸ございますけれども全て対象にしております。先ほど申し上げましたとおり、実質的に負担が増えております配合飼料の負担分、その部分を基に算出しました1トン当たり3,000円を全ての畜産経営者の購入数量に応じまして審査していただくと。

そういう中で、本年10月以降3か月間、まずはスタートアップ期間としまして経営改善に向けた取組を進めていただき、そして次年度以降令和6年度を目標としまして一つの粗飼料、自給率の向上、この辺りに取り組んでいただくと。そういうような形で家畜保健衛生所を中心に関係機関等々も連携いたしまして、畜産農家の皆様方へのサポートをしっかりと行ってまいりますけれども、全ての畜産農家に対しまして同じようにサポートしてまいりますと思ひます。

梶原委員

今朝のニュースでも畜産農家の経営状況が非常に厳しいという報道がされておりまして、徳島も畜産農家が非常に大事な産業でございますので、一つの農家も取りこぼすことなくしっかり支援が受けられるように、また県もしっかりとサポートしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

達田委員

先ほどからお話が出ております畜産業の件ですけれども、一応はこの持続可能な畜産業の実現に向けた支援ということになっておりますよね。お肉にしても卵にしても牛乳にしても、やっぱり消費者としては地元で取れた安全な食べ物を口にしたい、そういう願いを持っております。

ですから、畜産業の方が少なくなってしまうと生産ができないということになりますと、消費者も困るわけなんですよね。現在、畜産業の経営者の方が県内でどれぐらいおいでて、そしてちゃんと後継者がいてこれからも持続していけますという方々というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員より、県内の畜産経営者数、それと後継者がいらっしゃる方の割合等につきまして御質問いただきました。

先ほど梶原委員の御質問の中でも、県内で約450戸というような答弁をさせていただきましたけれども、現在、県内畜産経営者454戸でございます。

そのうち後継者等のお話ございましたけれども、20代から30代、40代の後継者がいらっしゃる農家さんも当然おりますし、後継者がいなくてこのまま御自身の体力が続かなくなる、そのようなことで廃業を考えている畜産農家さんも現実にはいらっしゃいます。ただ、その比率につきましては、現在データを持ち合わせておりませんので、御理解いただけたらと思います。

達田委員

若い方が張り切って後継者として頑張っておられるところもある一方で、後継者がいなくても私の代で終わりだと、非常に厳しい状況もありますし、先ほどからお話も出ておりますように飼料の高騰ということで、中国からの稲わらもなかなか入ってこないということで、これは何とかしていかなければいけないというのは誰もが思っていると思うんですね。

例えば、稲わらにしても何にしても、お米を作っているわけですからいっぱいあるんです。しかし、それが利用できていないという状態がありますし、これを利用する場合も案外コストが掛かるんだというようなお話もお伺いするわけです。

ですから、ただでさえトウモロコシなどの飼料価格が高騰しておりますし、もう本当に大変な状況にあるわけですけれども、この飼料、草とかわらとか、そういうものを食べさせる、自給していく事業として県産飼料用米の利用推進と、飼料用米に限って書かれているんですけれども、配合飼料それからそのうちの飼料米、お米の自給、現在どれぐらい必要で県内で自給できているものがどれぐらいあるのか、あとどれぐらい増やしたいのか、

そういう目標を教えていただけたらと思います。

原委員長

午食のため休憩いたします。（11時58分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

先ほどお伺いしたのは、この事業の中で飼料自給率の向上によるGX推進に向けた取組ということが掲げられるんですよね。やっぱり飼料を自給するというのが、本当の意味での国産の肉というふうになっていくと思うんです。

ある牛を飼っておられる方がおっしゃっていましたが、阿波牛とか国産牛とか言うけれど食べているものはほぼ外国から来ているんだよと、外国から来ている餌でできている牛やと、本当にこれを国産牛って言うてもいいのかなと冗談交じりにそういうお話もしながら飼育をしておられました。人間が食べる自給率を向上させるというのは大事ですけども、やっぱり家畜の餌そのものも自給ができるという、その目標を設定して目指していかないといけないんじゃないかと思うんです。

ですから、今回は飼料用米、WCS、稲わらというのが出ているんですけども、この①、②の2点で言えば、当面どれだけのものを自給しようとしているのか。これは昔のような農法は全くできませんけれども、自然を循環していく農業というのを目指していくためには、やっぱり家畜であれ何であれ、いろんなものを循環する農業というのを目指していかなければいけないと思うんです。それが持続可能な畜産業になっていくんじゃないかと思うんです。

県として今こういう取組をされているんだけれども、将来的にどういうふうに自給率を高めていこうとしているのか、その点のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、飼料自給率の向上に向けました県の考え方ということで御質問を頂いております。

まず、今回の補正予算案につきましては飼料自給率の向上によるGXの推進という形で取組を進めることを考えております。一つが先ほど来、委員からもお話のある飼料用米の利用推進、それともう一つがWCS、稲わら等の利用推進ということでございます。

ここで現時点での県内の自給率を申し上げさせていただきます。まず1点目の飼料用米でございますが、令和3年度の飼料用米、畜産農家での利用実績につきましては3,455トンということで、約3,500トンでございます。一方、いわゆるWCSであったり牧草であったり稲わら、この辺りの草資源であります粗飼料につきましては、令和2年度の数字ということで国の統計数字にはなりますけれども、県内では約3万4,400トンが生産されているところとなっております。

これを今後どのように高めていくかということでございますけれども、今回の事業によりまして、飼料用米につきましては令和6年度を目標に約3,500トンの倍増の約7,000トンを目指して考えております。これにつきましては、昨年度の約3,500トンから今年度の令和4年度時点での畜産農家さんからの要望見込みというのが約4,200トンということで20パーセントの増加、これを段階的にこの事業の推進も併せまして令和5年度、6年度に約30パーセントずつの増加も見込みながら、トータル的に令和6年度7,000トン、いわゆる令和3年度比で倍増という形で目標設定をさせていただいております。

一方、粗飼料につきましては先ほど約3万4,400トンという答弁をさせていただきましたけれども、これは飽くまで重さとしての数量でございます。これをいわゆる栄養価の指標の一つでありますTDN、可消化養分総量と言いまして家畜が消化できる養分の総量の指標でございますけれども、これは人のカロリーと近い概念の指標になります。このTDNベースで言いますと、徳島県の粗飼料の自給率につきましては令和2年度で66パーセントということになっております。

一方、国内の全国の平均で言いますと、令和2年度全ての粗飼料の自給率が76パーセントということで、少し徳島県が少ない数字になっております。これを令和6年度に向けまして、国と同水準の76パーセントを目標に10パーセントの増加を目標として取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

お米の価格も非常に安くて作れば作るほど赤字という中で、飼料米を作っていただくということで、経営の安定を目指すためにもやっていると思うんですけれども、せっかく作っているわけですから、飼料としてのお米だけを利用というんじゃないかと、丸ごと稲わらも全部利用できるというふうにしていったらいいんじゃないかと思うんです。

ただ、先ほどからもお伺いしていましたが、やっぱり稲わらを利用するにしても機械化しないといけないので、かなりコストが掛かってしまうということです。そういうところにも支援が必要なんじゃないかと思うんです。

今、畜産農家の規模が大きくなれば大きくなるほど損をするリスクも大きいと。今は非常に飼料が高騰しておりますし、いろんな資材が高騰しておりますので、大規模ほど大きな損失が出てしまって、本当にやる気をそがれてしまうというか、心が折れるという状況にあると思うんです。

ですから、本当に根本的な支援が必要じゃないかと思えます。配合飼料価格安定制度というお話も出たんですけれども、これは政府と飼料メーカーが基金を折半するという仕組みだと思えます。けれども、飼料メーカーのほうは基金の積立金を販売価格に上乗せしてきますから、その分は結局農家が負担するというようなことになって、ただでさえいろんなものが高騰しているんですけれども、更に高騰していくということで、なかなかこれは解決にならないと思うんです。

ですから、こういうところの制度を、一つはちゃんと損した分は全部補償できるような制度にしてくださいよということを国に対して言いながら、また県としてもできる限りの支援をしていくということが必要じゃないかと思うんですけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、飼料自給率を上げる場合の機械整備の負担であったり、配合飼料の価格安定制度におきます畜産農家さんの負担軽減、この辺りの提言が必要でないかというような御質問を頂いております。

まず、1点目の機械の導入等につきましては、確かに委員の御指摘のとおり、例えば乾燥する機械、反転して乾燥する機械、集める機械、それを成形する機械であったり、フィルムでラップをする場合には当然専用の機械が必要という形で様々な機械が必要ということでございます。これにつきましては、国のほうも自給飼料の増産ということで国策としての方針を出しております、各種補助事業もございます。代表的なもので言いますと、畜産クラスター事業につきましてもそのような機械類であったり、そのような作物を作るに当たっての肥料、家畜の堆肥を生産する場合の補助メニューであったり、様々なそういう支援制度がございますので、県といたしましては関係機関と連携をしながらそのサポートをしていきたいと思っております。

なお、先ほど来、稲わら等の自給率のお話でいろいろと御提言も頂いておりますけれども、例えば稲わらにつきましては当然、畜産農家さんで現在利用されているものもありますし、逆に利用されていない稲わらというのもございます。ただ、使われていない稲わらにつきましては、細断した上で肥料として土地に耕起いたしまして肥料としての役割も果たしているということで、今後の自給率の向上ということに向けました取組につきましては耕種農家さん、また畜産農家さんとの連携の中でその辺りのサポートをしながら進めてまいりたいと考えております。

それと、もう1点の配合飼料価格安定制度におきます畜産農家の皆様の負担軽減というお話でございます。本年4月、当時の農林水産省の金子大臣に対しまして、知事のほうから緊急提言ということで配合飼料価格安定制度の拡充の緊急提言を行いました。その後、5月にも行ったというところでございます。さらには、全国知事会等からも要望しております、先般は四国の議会議長会のほうから提言もなされたということで承知しているところでございます。この辺りは国のほうへの提言も含めて、また生産者団体からも様々な提言を行っておりますので、県としても国に対してしっかりと要望してまいりたいと考えております。

達田委員

飼料の高騰で上がった分を補填する制度にしてください。これを強くお願いしていただきたいと思っております。

それと、支援額と支援単価、それから3か月間と書かれているんですけども、こういう厳しい状況がいつまで続くか分からないと思っております。経営改善等への取組のスタートアップ期間が3か月に設定ということですけども、これではちょっと不安も大きいと思っておりますので、やっぱりちょっと延長していく必要があるんじゃないかと思うんです。その点はいかがでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、今回の支援をもう少し延長というような話で御意見を頂いております。

今回3か月間ということで設定させていただきましたのは、先ほど委員からもお話がございましたけれども、10月から12月の3か月間に新たに組み込んでいただく期間として設定させていただいております。そういう中で、今後も価格の上昇であったり高止まり、そのような懸念がございます。

現在、国のほうにおきましては、岸田総理のほうから飼料の価格高騰対策の検討につきまして方針も示されておりますし、本日開催予定の物価・賃金・生活総合対策本部の会議におきましても、何らかの形での方針が示されるものというふうに考えております。国のほうの支援策、そのあたりも踏まえ注視いたしまして、県内の畜産農家さんが営農意欲を継続していただけるような形でしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

達田委員

先ほど御報告を頂きました農林水産業に対するいろんな影響の調査を見ましても、畜産の需要が減少、単価も下落というのが大きいですね。こういう肉用牛、それから肉用鶏、鶏卵の単価も下落している。それがコロナ前のレベルになかなか戻らない。ほかの野菜を見ますと、コロナ前の水準にほぼ近づいてきたというのものもあるんですけども、肉用牛だったら回復したとは言い難い状況とか、ブロイラーも安定した需要はあるんですけども阿波尾鶏のような高級な商品は需要、単価ともに低調な状況だというようなことなんですよね。

阿波尾鶏は徳島県の特産ですし、ほかの鶏とは少々価格が違っていても売れるという状況を作っていくことがとても大事だと思いますので、やっぱりこれは飼料の高騰対策も立てながら、どうやって販売していくかというのも一緒に考えていかないといけないことだと思います。

持続可能な畜産業と書いてあるだけで夢があるんです。すごく有り難いなと私は思うんです。ですから、この書かれているとおりの畜産業になっていくように、是非お願いしたいと思っております。

仁木委員

私からは、農林水産の今の物価また資材の高騰とか、そういったところの整備をこれまでしていただいていることに敬意と感謝を申し上げたいんですが、そういった中で、今まで施策していただいているのは飼料、そして燃料、それともう一つが肥料の三つなんです。

そういう中で、施設ですらっしゃる例えば菌床シイタケ、このレポートを見たら資材の高騰が問題と書いていますけれども、私が聞くところによると、菌床シイタケは電気をよく使うということで、電気代の高騰が非常に苦しいという状況があるらしくて、電気代の高騰というのは、例えばですけれども農業全体を俯瞰してみたときにポンプアップしておるところだけとか、いろんな電気を使って管理されているところもあるでしょうから、そういうところも非常にこたえているのではないかと推察します。

その上で、多く電気を高圧で使っているところというのは、過去にいわゆる電力の自由

化が起こった際に新電力に移行されていた。その中で、今こういう状況で撤退するところが増えてきた中で、美馬市も報道のとおりで、ああいった損失というか差額が出て、補填しなきゃいけないというのが出てきていると、それは民間においても同じだと思うんです。私は個人的に、この新電力からの負担が大きくなったというところについては、やっぱり国でこういう施策を実施したから国が何らかの対策をすべきだという考え方なんです。

臨時交付金の財源は国の財源ですから、例えばこういった状況のところでもそういった新電力での損害又は電力高騰に対する何らかの対策として何か事業化をしてもいいんじゃないかと、高騰に対しては電気もすべきでないかと思うんですけれども、その点、今どんな感じで把握されているか、見通しも含めてお聞かせ願いたいと思います。

小杉スマート林業課長

菌床シイタケの生産における電気代の高騰対策について、国の交付金を活用してはどうかという御質問だと思います。

委員がおっしゃるように、菌床シイタケに関しては夏場の発生培養温度が20度前後ということで、締め切った空間を冷房する中でかなりの電力を使うということで、特に新電力のほうに移行されていた方が新電力の撤退によって影響を受けているというのは、県農林水産部で行っております経営状況調査でも把握しているところでございます。

このような電気代高騰に対する対策につきましては、菌床シイタケだけでなく農林水産業、ほかの施設園芸ですとか、あるいは我々林業のほうで言いましたら製材ですとか、全産業に及ぶ大きな課題でございまして、今のところは国策として検討していただくのが一番よろしいと認識しております。

そこで、県としましても去る8月18日に全国知事会を通じまして、暮らしの安心確立に向けた提言におきまして電気代高騰対策の拡充を提言しているところでございます。今のところ、この電気代高騰に対する対策としましては節電プログラム促進事業、いわゆる節電ポイント事業というのが経済産業省のほうから示されておりました、細則については各地域の電力会社で決めるようになっておるようでして、その動向について調査、注視しております。それが出てきたときに、菌床シイタケの方々にも使えるように県としてもお手伝いしていきたいと考えております。今のところは生産者の方のお声も伺いながら、今後の各種支援事業について国の動向を注視してまいりたいと考えております。

仁木委員

今、課長さんから御答弁のあった国に上げていただいた提言については、新電力に移行してのこういう価格高騰なり何なりというのにも含まれておるんですか。そうではなくて、普通の電気代の高騰に対するもののみになっているのか。安心というのがいつもなんですけれどもほんわかして、どういう要点で言っているのかちょっと分からなくてですね。

小杉スマート林業課長

国への提言につきましては、電気代高騰対策全般についての提言となっております。

仁木委員

全般なので私が申し上げている分も入るという認識でいいのかなと思うんですけど、具体的に今の状況を追加でお伝えしていただければいいかなとも思いますし、新電力の環境も含めてです。

もう一つ、通常のいわゆる電気代の高騰分については、本当に困っている人もいらっしゃるかなと思うんです。他の所管分においては学校とかがされているんだから、やっぱり本県の農業水産業においてもすべきだと思いますし、商工労働観光部においても同じで、この経済委員会の所管課というのはそういう電気の今の状況をよく議論して要望していかなくちゃいけないと思っております。

ですから、もしよかったら政策提言と同様のような意見書なりを委員会から上げられてもいいんじゃないかということで、委員長、副委員長で御相談いただければなと思いますということをお伝えさせていただいて、質問を閉じさせていただきます。

寺井副委員長

国営総合防災事業の吉野川下流域の事業承継について、平井部長から説明がありましたけれども、御存じのとおり、これからの時代は水が一つのキーポイントになってくるという話があるわけがございます。特に、愛知県は愛知用水といいますか、明治用水も含めてあれがあるということで農業の発展があったわけがございますし、私も名古屋のほうに行ったときに、すごい水が流れているんだなというのを見たことがあるんです。

この事業は吉野川下流域でやられていて、なかなか大変だったようでございますけれども、ようやく地元で承継していくというか、水資源機構へ移っていくということで、もう少し詳しく知りたいんです。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま寺井副委員長から、国営吉野川下流域地区の事業承継について、水資源機構が施設を管理することについてメリット等を詳しく知りたいということで御質問いただいております。

水資源機構が施設を管理することについてでございますが、吉野川には早明浦ダム、池田ダム、また下流に二つの河口堰（ぜき）がございまして、水資源機構はこれら大規模水利施設の豊富な管理実績と土木施設機械の専門的な人材を有してございまして、高度な施設管理が可能となるメリットがございまして、また、豪雨災害や渇水等に対しまして24時間また365日の監視体制と突発事故への迅速な対応が可能であり、安定的な農業用水の供給が可能となるなど、農業上のメリットもございまして。

さらに、緊急時の上水道や工業用水との連携など、他の利水者や河川管理者等との迅速かつ円滑な調整が図られることや、洪水警戒時には河口堰（ぜき）との連携操作によりまして地区内排水路の先行排水を行うことで、洪水被害の軽減に資する雨水の一時貯留容量の確保が可能となるなど、防災・減災上のメリットもございまして。

加えまして、事業承継によりまして水資源機構が施設管理を行う場合、地元負担額については先ほど部長のほうからも説明がございました0.88億円となりますが、管理費に対しまして55パーセントとなる高率の国庫補助を活用することが可能となっております。

理に係る地元負担が0.46億円軽減される見込みであるなど、地元負担軽減のメリットもあります。

今後とも令和5年度国予算の概算決定に向けまして、関係土地改良区等と連携しながら引き続き国に向けて要請してまいりたいと考えております。

寺井副委員長

今の答弁の中にもありましたけれども、いわゆる調整が非常に早く迅速にできるというのは非常に有り難いなと思います。私は北岸の役員をしているんですけども、今年も渇水の状態になったときにそういう提案をされて、うちのほうもすぐ協力をしたんですけども、そういうことが可能になっていくのかなと、非常に有り難いなというふうにしておるところでございます。

国営事業が来年に事業完了の予定であるわけでございますけれども、水資源機構への事業承継ということで、工期が2年ほど延びるようでございます。この2年間で何をする予定なんでしょうか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま寺井副委員長から、水資源機構への事業承継により工期が2年延びるが、何を行うのかということで御質問いただいております。

事業承継によりまして延伸される2年間につきましては、水資源機構によります管理を円滑に移行する上で必要となります水管理システムの統合や、異なる通信規格等を統合するために通信システムの改修を行う予定であるということ国の方から聞いておるところでございます。

寺井副委員長

分かりました。本当にこれは大事な事業と私は思っております。特に吉野川北岸というのは、降雨量が年間1,000ミリメートルというようなお話も聞いておりますし、その中で水がやっぱり大きなキーポイントになってくるのかなと思っております。是非やっていただきたい。

これは国の幹線用水で国がやるわけでしょうけれども、引き継いで県もその地域全体が施設を利用して農業が展開できるように作っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時34分）